

第1 基本的な考え方

1 計画の主旨

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るため、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他の重要事項を定めるものです

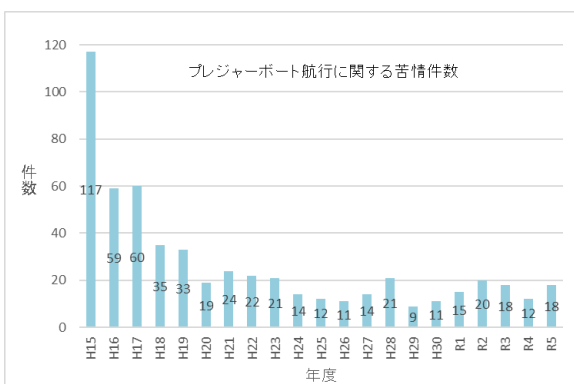
2 計画の位置づけ

計画は、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」第6条に基づき策定する琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための指針です

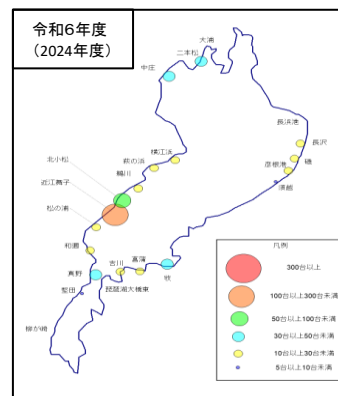
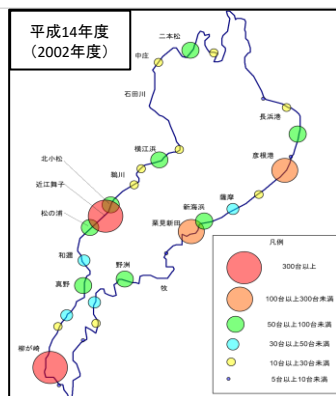
3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間

第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状



近江舞子・北比良(大津市)



・全体として、プレジャーボートの利用状況、苦情発生状況は条例制定当初と比較して減少し、近年は横ばい状態である。
・しかしながら、近江舞子・北比良地域では現在もルール違反の航行が確認される他、彦根市南三ツ谷町や米原市磯等これまでに苦情がなかった地域で苦情が発生し、対応をすすめている。

2 秩序ある適正なレジャー利用の促進のための施策

(1) 湖岸の適正利用の推進

- (ア) プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制
- (イ) 湖岸施設の管理規程等による規制
- (ウ) 琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制

(2) 安全なレジャー活動の推進

琵琶湖等水上安全条例等による規制

第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

- 琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承できるような利用であること
- 地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること
- 琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解したうえでの利用であること

2 計画の基本理念

琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成

3 計画の目標

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4 施策の基本方針

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します
- 2 琵琶湖において、秩序ある適正なレジャー活動を推進します
- 3 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します

第5 施策展開の基本方向

1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減のための施策

(1) プレジャーボートの航行規制の徹底

- (ア) 航行規制水域の適切な設定
- (イ) 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全
- (ウ) 水鳥の生育環境の保全
- (エ) レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保
- (オ) 利用環境の検討
- (カ) 航行規制遵守の徹底
- (キ) 改造艇等の航行禁止
- (ク) 不要な空ぶかしの禁止
- (ケ) 指導監視体制の強化

(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換

- (ア) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底
- (イ) 適合証表示制度の徹底
- (ウ) 指定保管業者等の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換

(3) 外来魚のリリース禁止等の徹底

- (ア) 釣り人等への普及啓発
- (イ) 外来魚の防除の推進
- (4) ローカルルール等の推進
- (ア) 地域住民等による自主組織づくりへの支援
- (イ) ローカルルール策定への支援等
- (ウ) 利用者のマナーの向上
- (エ) ごみの投棄、放置対策

3 施策の総合的な推進

- (1) 計画の進捗管理
- (2) 琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討
- (3) 広報広聴活動の推進
- (4) 調査研究の推進
- (5) 施策の推進体制

近年、瀬田川において多く捕獲されているチャネルキャットフィッシュの繁殖への予防的な措置の一つとして、レジャー利用の適正化の側面からも、取り組みを進めていきます。

コロナ禍が明け、県外在住者や外国籍のレジャー利用者で琵琶湖ルールを知らない方々が琵琶湖でレジャーをする機会が増えており、違反航行が相次いでいます。

琵琶湖ルールを知らない、また、言語が分からず琵琶湖ルールを理解できない人への啓発を強化していきます。